

第21回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第21回定例会 平成30年12月26日

開会 15時 閉会 16時50分

出席委員 (22名)	会長	小林茂徳	会長代理	依田繁二
	1	山崎正勝	14	依田隆喜
	2	白倉令子	15	小林健治
	3	小川高史	16	青木二巳
	5	小山睦夫	17	小林勝元
	6	片十郎	18	清水洋
	7	成山喜枝	推進	花岡幹夫
	10	柳澤多久夫	推進	荻原薫
	11	荒木稔幸	推進	佐藤富士夫
	12	渡邊幹夫	推進	竹内芳男
	13	小山肇治	推進	渡邊重昭

欠席委員 8 齊藤敏彦

議事録署名委員 11 荒木稔幸 12 渡邊幹夫

出席職員 (5名)	農業委員会事務局		
	事務局長	関 博一	
	事務局次長	織田 秀雄	
	事務局	滝澤 友一郎	
	事務局	笠井 昌鷹	
事務局	田中 章子		

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

第4回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。年末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今より第21回農業委員会定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。例年になく暖かい日が続いた12月ですが、いよいよ年末寒波がやって来るとの事です。真冬のシーズン到来のようです。今年もあと5日となり、何かと忙しくなりました。さて、今年一年を振り返りますと、全国で異常気象による災害が多発し、西日本豪雨、大阪や北海道の地震や、台風上陸の多さと、色々と大きな災害をもたらした年でした。先日、今年の世相を反映する漢字一文字が「災」となりました。皆さんの心に残る印象的な一文字は何だったのでしょうか。災い転じて福と成すという諺のように、来年は明るい年になるように願いたいと思います。

さて、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、中山間地の多い東御市においては、立地条件を活かした米、果樹、野菜、園芸を中心に、収益の高い農業を展開していますが、農業従事者の高齢化、担い手不足、将来にわたり農地の現況を確保して、次世代に引き継ぐ取り組みが、今後ますます必用になってくると思います。我々農業委員会は、将来活かすべき農地の維持、管理をするために日ごろ活動しています。そのための中山間事業や多面的機能支払いなど、大きな補助金を受けて活動しています。しかし、各委員会だけの活動に終始して、なかなか全体的な取り組みが成されていないと言われています。農業委員も農地を守り、健全な発展に寄与するためにも、多面的事業や中山間事業へ積極的に参画、合流し、それに伴って情報の共有をはかり、目に見える活動をして行きたいと思います。いずれにしても、一つの組織だけで東御市の農業を守っていく事は難しいので、色々な組織が連携して協力していかなければいけないと思います。今年一年の締めくくりに当たって、色々ありましたが、一步でも前進し、来年に繋がるようにしたいと思います。

それでは本日の議事録署名委員の指名につきまして、11番の荒木委員と12番の渡邊委員をお願いします。

議事に入ります。最初に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の2ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇です。地図の1ページ、2ページをご覧ください。場所は浅間サンラインの〇〇の農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業規模の拡大をするものです。ソバを作付する予定です。譲受人の自宅からも近いため、問題ないと判断しました。

成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書の3ページ、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

まず番号1、〇〇です。場所は〇〇の農地です。追認の案件です。倉庫敷地の申請です。申請者は以前〇〇にお住まいだった方です。申請人の夫が〇〇年以上前に農地転用許可を得ず、農業用の倉庫を建築してしまいました。このたび、地目を変更するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号2、〇〇外〇筆です。場所は〇〇の農地です。太陽光発電設備の申請です。申請者は〇〇の方です。〇〇を栽培していましたが、収穫量が落ちてきているという事で、自然再生可能エネルギーの設備を設置したいとの事です。準工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号3、〇〇です。場所は〇〇の〇〇と呼ばれている場所の農地です。申請者は〇〇の方です。8ページをご覧ください。地番〇〇の山林に農業用物置を建てるのですが、その通路としての申請です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

お願いします。地図は3ページ、4ページです。〇〇や〇〇がある集落の中に、申請地があります。県道立科小諸線を東に〇〇キロメートルほど行くと、〇〇があります。申請人の〇〇さんは、日本名は〇〇さんです。〇〇年前にご主人である〇〇さんが亡くなり、相続した土地です。相続手続きの際、転用手続きをしないまま作業小屋を建てていたことが分かり、今回の申請となりました。本来であれば取り壊して更地にするところですが、作業小屋が建てられたのは〇〇年以上も前のことなので、農地法の認識もない頃だったのではないかと思います。また、農振地域でもなく、周囲も宅地化していて、周辺の農地への影響もないと思われます。事後承諾になりますが、今後は十分に気を付けるとの事ですので、よろしくご審議

をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

公図の水となっている所に建物が建っているようですが、問題ないですか。

事務局

公図をご覧ください。申請地の南側に水とありますが、実際はこの上に倉庫が建っています。それについては、水路の管理者である建設課の担当係も承知しており、水路という事で、公共物管理条例占用申請を提出してもらうよう、対応するとの事です。

議長

わかりました。

ほかに何かご質問ございますか。

ないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

説明します。場所は地図の5ページ、6ページをご覧ください。国道18号線の〇〇の信号を〇〇の方へ下りた、旧道沿いに申請地があります。〇〇さんは〇〇を長く栽培していましたが、株が古くなり収穫も減ってきてしまっていました。これから新しい株を植えて栽培するのは年齢的にも厳しいので、太陽光発電施設を建設する事にしました。周囲への事業説明は済んでいます。雨水は地下浸透で処理します。すぐ脇の道路には歩道もありますが、通学路は南側に作られているため、児童にも影響はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

私から質問します。こちら辺の土地は〇〇の条例など、問題ないのですか。

事務局

〇〇は〇〇の〇〇群になっていますが、文化財係の担当に確認したところ、この農地に関しては保存区域から外れているので、規制はないとの事です。

議長

分かりました。ほかにございますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号3の案件について、依田代理より説明をお願いします。

依田代理

よろしくをお願いします。地図の7ページ、8ページをご覧ください。公図で見ますと、地番〇〇の山林になっている場所に、車庫を造る事になり、そのための進入路が必要になり、今回の申請になりました。現場を確認したところ、申請地から宅地を挟んだ反対側に細い道路があり、そこから進入できるのではないかと思ったのですが、幅が狭く、片側は石垣になっていて拡張する事も難しい状況です。そこでご自分の農地を通路として使用する事にしました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。

まず番号1、〇〇です。場所は〇〇の南にある農地です。追認の案件です。住宅建築の申請です。譲受人、譲渡人ともに市内にお住まいの方です。譲渡人と譲受人の関係は親子です。譲渡人と譲受人は同居していますが、手狭になったので住宅を新築したいとの事です。この農地は一部車庫敷地として使用されています。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号2、〇〇です。場所は浅間サンライン〇〇の農地です。店舗敷地の申請です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は、この農地の隣地で〇〇を経営しています。譲受人は、〇〇がある土地と建物を買い受けるにあたり、〇〇に隣接しているこの農地を庭として買い受け、使用したいとの事です。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号3、〇〇です。場所は〇〇の農地です。追認になります。通路の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。地図の14ページをご覧ください。譲受人は地番〇〇に別荘を所有しています。今回の農地を〇〇年頃から通路として使用していました。このたび追認で転用するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号4、〇〇です。場所は浅間サンラインの、〇〇の南西にある農地です。建売住宅の申請です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は市内で〇〇、〇〇等を行なっている業者です。譲受人は市内で、〇〇、〇〇での実績があります。譲渡人は〇〇に在住しており、売却したいとの事です。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。なお、この案件は農振除外の案件です。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。まず番号1の案件について、柳澤委員をお願いします。

柳澤委員 よろしく申し上げます。場所は9ページ、10ページをご覧ください。〇〇が地図の上の方にあります。その入り口に申請地があります。譲受人と譲渡人は親子です。譲受人は将来実家を継ぐという事もあり、東御市に家を建てたいと宅地を探していたところ、実家の横に丁度良い土地があり、そこに家を建てたいと申請がありました。周辺農地の持ち主とも話がついており、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 それでは説明します。地図の11ページ、12ページをご覧ください。場所は、〇〇の入り口から東へ〇〇メートルほど行った、浅間サンラインの〇〇のすぐ傍です。譲渡人の〇〇さんは〇〇にお住まいですが、申請地はもともとお姉さんが所有していた土地です。お姉さんが亡くなり、相続されていまして。〇〇年ほど前から譲受人の〇〇さんが土地を借りて〇〇を経営していましたが、このたび土地をそっくり譲り受ける事になり、残地であった隣地の農地も一緒に譲り受け、宅地の一部として使用する事に

しました。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号3の案件について、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員

それでは説明します。地図の13ページ、14ページをご覧ください。譲渡人である〇〇さんのお宅が、申請地の南側にあります。周辺には〇〇さんの土地が沢山あります。この地籍は東部望月線沿いの〇〇地籍の高台にあります。譲受人の〇〇さんの奥さんは、〇〇の出身です。結婚して〇〇に住んでいます。奥さんの実家が近いという事で、申請地の隣に別荘を建てました。管理は奥さんの実家の方がしています。別荘が建っている場所は、道路から2メートル以上高い場所にあります。そこで、車が敷地に入れる通路を確保するために、隣地の〇〇さんの農地を一部、通路として使用していました。今回、追認になりますが、正式に〇〇さんから〇〇さんが譲り受け、利用する事にしました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号4の案件について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

よろしくをお願いします。地図の14ページ、15ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇と〇〇の信号の中間にある信号を、西に〇〇メートルほど下った北側にある、道路沿いの細長い土地が申請地です。現在は農振除外されています。申請地の東側と北側は住宅地です。現在は耕作されていません。南側には〇〇から〇〇に下る幅5メートル以上の、上下水道管が通った広い道路があります。譲渡人の〇〇さんは、現在〇〇にお住まいです。譲受人の〇〇は、申請地に建売分譲住宅を〇〇棟建設する計画です。〇〇では昨年に〇〇棟、数年前にも〇〇棟建売住宅を分譲しており、

実績もあります。雨水は浸透式を予定しています。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、〇〇委員が関連していますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

農用地利用集積計画の12月分について説明します。資料の5ページから7ページは通常の利用権設定です。合計で34件、58筆で、合計102,111平方メートルです。補足します。番号6の〇〇さんと〇〇さんの契約について、期間が1年とあります。これは、借り手の〇〇さんが、農業経験が浅いため、1年間野菜を栽培していく中で今後の事を考えるという事で、取りあえず1年間の契約となりました。番号29については、〇〇さんの耕作面積が〇〇平方メートルという事で、3,000平方メートルに満たないのですが、旧北御牧村の時から再設定で契約更新される案件については、3,000平方メートルに満たなくても認定する取り決めがあります。次に、8ページの農地中間管理事業による農地利用集積計画については、5件、14筆、合計は19,743平方メートルです。9ページの、農用地利用集積計画の所有権移転については、1件、4筆、合計11,360平方メートルです。通常、地目は田畑ですが、原野が1筆あります。農業開発公社に確認したところ、農業用物置が既にあり、農業に利用しているという事で、集積されて一体となっているのであれば、問題ないとの事です。以上です。

議長

ありがとうございました。4号議案についてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員入室)

それでは次に第4回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の2ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さんです。ブドウと水稻を栽培しています。経営改善の方向の概要は、コスト削減に努めるという事です。農業経営規模の拡大に関する目標については、経営面積は同じですが、ブドウについては生産量を増やすという目標です。作目・部門別合理化の方向については、巨峰を減らしシャインマスカットを増やすという計画です。経営管理の合理化の目標については、データ収集、データ分析、改善計画と、プロセスの確立をしていきたいとの事です。従事態様等の改善については、専従者に対する環境向上と合わせて、後継者に継承していくという目標です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは番号1の案件について、荻原委員に補足説明をお願いします。

荻原委員

お願いします。〇〇さんは昨年まで〇〇の〇〇をされていました。ブドウを手広く栽培されています。後継者も息子さんが居りまして、奥さんと3人で農業をされています。ブドウについては、今はほとんど無核を栽培されていて、巨峰もシャインマスカットに換えてきています。今は〇〇の〇〇をされていますが、農業も積極的にされている方です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは各委員から何かご意見がありましたら、出してください。

それでは特にないようなので、今後健康に注意されて、ますます頑張っていたきたいと思えます。よろしくお願いします。

続きまして番号2の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは4ページをご覧ください。申請者は〇〇さんです。〇〇の方です。営農類型はブドウです。無核ブドウの栽培を主軸にし、気象条件等に左右され難い安定的な栽培を行なうという目標です。経営面積は、現状〇〇アール、目標は〇〇アールです。耕作面積はまだあるのですが、徐々に改植されていく予定です。作目・部門別合理化の方向については、現状、全体の〇〇%が巨峰ですが、目標は、〇年後を目処に〇〇%新品種に移行するとの事です。そしてトンネルメッシュを増やすという計画です。経営管理の合理化目標については、パソコンを利用していますが、今後も継続していくという事です。農繁期の6月から10月までの間、ほぼ休日がない状態なので、臨時雇用を確保して休日を増やすという事です。この方は、

里親として研修生の受け入れもしていて、ご自分も新規就農で来られているのですが、新しい後継者の育成にも尽力されています。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは担当の佐藤委員より、補足説明をお願いします。

佐藤委員 〇〇さんご夫婦は、〇〇歳代の若いご夫婦です。お話をお聞きしましたが、やる気が満々という印象が強く感じられました。それ以上言葉が見つからないといったところです。良い若手が育っていると感じました。以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは各委員からご意見がありましたら、出してください。

(小林委員挙手)

小林委員どうぞ。

小林委員 トンネルメッシュとはどういう物ですか。

事務局 雨避けです。ブドウ棚の上にかける物です。

小川委員 ブドウ棚は今、短梢栽培といって、枝を真っ直ぐに這わせる方法があります。その枝に沿って実が生る幅1メートル程の所の上だけに、ドーム状の金属を付けてビニールを被せ、雨避けにします。そうすると病気になりませんし、霜にもあいません。

佐藤委員 わかりました。

議長 ほかに何かご意見等ありましたら、出してください。

この方は里親もされているようです。新規就農者の育成に努めていただき、東御市の農業の発展に尽力していただきたいと思います。

続きまして、番号3の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 6ページをご覧ください。申請者は〇〇さんです。地区は〇〇です。目標とする営農類型は、ブドウです。経営改善の方向の概要として、有核巨峰と無核品種の、園地での比率の見直しを考えています。有核巨峰については、ふるさと納税返礼品等の特殊流通に取り組み、収益性を改善したいという事です。経営面積は〇〇アールと現状、目標共に同じですが、改植等をして収益を上げるという計画です。有核巨峰については減らし、無核

醸造、販売をされています。経営改善の方向の改善については、栽培面積拡大による売り上げ増加と、栽培の効率化、法人化を目指すという事です。現状の経営面積は〇ヘクタールですが、目標は〇〇ヘクタールです。農業経営規模の拡大に関する目標の中に、巨峰を購入してワインを醸造するという事もされています。その他の関連・附帯事業については、ワイン醸造の生産量が少ないのですが、目標として、全ての圃場を成園化させて増産する事と、〇〇にて更に生産量を増やすという事です。作目・部門別合理化の方向として、面積を拡大して生産量を安定化させるという事です。経営管理の合理化の目標としては、法人化を目指します。農業従事態様等の改善目標については、休みが少ないという事で、作業記録を付け作業時間を把握し、雇用を考えるとの事です。地域農業の振興に対する取り組みについては、出荷基準を満たさない地元巨峰を有効利用したロゼワイン造りという事で、巨峰を買い取ってワインを造っています。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、担当の小山肇治委員より、ご意見を申し上げます。

小山委員

〇〇さんの更新の申請です。〇〇さんは新規就農者向けに東御市が発行している冊子、「〇〇〇〇」に登場しています。屋号は〇〇と言います。東御市では〇軒目のワイナリーです。母親と弟の3人で経営しています。〇〇を卒業し、〇〇に勤めていました。元〇〇という事で、物事を突き詰めて考えるところがあり、〇〇代の頃からワイナリーを造りたいと思うようになりました。〇〇、〇〇、〇〇で研修をし、ワイン用ブドウ栽培に適した農地を探して、この〇〇に決めました。今は耕作面積が〇ヘクタールと小さく、まだ苗を植えて〇年なので成木が少ない状態です。ワインの生産本数も〇〇本程度です。それでは経営が成り立たないので、出荷できない巨峰を買い取り、微発泡のワインを〇〇本近く製造しています。ワイン用ブドウで製造したワインは、秋に行なわれる〇〇では一番人気で、ワイン造りに関しては自身を持っております。再来年には〇〇に〇〇ヘクタールの農地を借り受ける事になっています。そうすれば生産量も上がり、経営も成り立つと言う計画です。また、今年から〇〇への輸出も決まっております。今年、〇〇の〇〇から大学の先生が来られ、ブドウ畑を見て大変素晴らしいとお褒めをいただいたそうです。これからの東御市ワイン構想に大変貢献していかれる方だと思えます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは、各委員からご意見がありましたら、出してください。

ご家族で経営しておられるという事です。ご本人が〇〇歳、弟さんが〇

○歳。お二人で一生懸命作業をされているようです。お二人とも独身という事なので、早く伴侶を見つけていただいて、後継者育成を考えていただきたいと思います。

続いて、番号5の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

申請者は○○さんです。○○の方です。この方も醸造用ブドウ栽培とワイン醸造と販売を行なっています。ワイン醸造については委託醸造です。経営面積は現在○○アールですが、目標は○○アールです。現在、酒造免許取得のため、上田税務署と協議中です。行く行くはワイナリーの設立についても考えておられるようですが、まだ先の話との事です。ワイン用ブドウの栽培については手作業が多いので、スイングモア機能付きの常用モアを購入し、効率化を図りたいとの事です。まだ量産できていないという状況ですので、耕作面積を増やし、数量を増やす計画です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員

○○さんは○○の出身で、○○年に○○に移住しました。それから○○年に東御市で新規就農されました。それから、ワイン用ブドウを栽培しながら、○○で委託醸造し、販売しています。醸造については研修をしながら、一緒に作業しています。いずれはワイナリーを建設する予定であります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、各委員からご意見がありましたら、出してください。

この申請書の記入の仕方からすると、大変緻密な方とお見受けします。きっと目標については、早い段階で到達できるのではないかと思います。健康に留意され、東御市のワイン文化に貢献していただきたいと思います。

本日の議事は終了になります。全体で何かご質問等ありましたら出してください。

ないようですので、以上を持ちまして議事を終了します。慎重審議へのご協力、ありがとうございました。